

結婚対策事業 YOU & YOU では、出会いから交際、結婚まで丁寧にサポートを行うために、会員登録を行っています。登録いただいた個人情報につきましては、当事業にのみ使用します。秘密は堅く守られます。

▼登録対象者

男性：山都町に在住もしくは勤務している 20 歳から 49 歳の独身の方
女性：町内外 20 歳から 49 歳の独身の方

▼登録手続き

提出物 登録用紙 (山都町ホームページからダウンロードできます。)
 身分証明書の写し (免許証・保険証等)
 顔写真 (顔写真が貼付された身分証明書以外を提出された場合。)

提出方法 下記あてにご提出ください。
 右記の問い合わせフォームからも申込ができます。
送付先：〒 861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町 6 番地
山都町役場山の都創造課 YOU & YOU 事務局



問合せ先 YOU&YOU事務局 (役場山の都創造課) 坂元・吉田
【電話番号】 0967-72-1158 【専用電話】 090-9565-9589
【専用アドレス】 marriage.support@town.kumamoto-yamato.lg.jp



山都町社会福祉協議会へ寄付ありがとうございます

いただいた香典返し (寄付金) は地域福祉の活動に使わせていただいております。写真は11月24日に開催した「好きっ 通潤パズル」の完成披露及び記念講演会の様子です。今年も山都町社会福祉協議会をよろしく願っています。



前号の訂正とお詫び

広報やまと 12月号 25 ページの季節のうたの作者氏名に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。
(正) 古閑 比奈子
(誤) 古賀 比奈子

編集後記

新年あけましておめでとうございます。旧年中は、「広報やまと」のご愛読、取材へのご協力誠にありがとうございました。本年も、昨年以上に「分かりやすく、読みやすい広報誌」を目指して頑張っていきたいと思っております。また、皆さまからの地域のイベントなどの情報提供もお待ちしております。本年も「広報やまと」をどうぞよろしく願っています。(澤村)

山の都地域しごとセンター通信 vol.47

～ 15 回目の移住者交流会を開催しました! ～

11月26日、第15回移住者交流会を通潤酒造の寛政蔵で行いました。40名ほどの参加者があり、賑やかな交流会になりました。移住者交流会は移住者間の親睦をはかる目的で年に3回程度行っています。今回は新しい参加者も沢山参加され、お互いの近況を共有し交流を深めました。「初めて会う人と山都町の話で盛り上がっていて楽しい!」「悩みを聞いてもらってありがたかった。」などのお声をいただきました。



今後は移住者だけではなく、地域住民との交流を考えています。移住者との交流をご希望の方は山の都地域しごとセンター (72-9111) までご連絡ください。

山の都地域しごとセンター ☎ 72-9111 e-mail:yamato.shigotocenter@machi-y.jp



山都警察署・署協議会だより

TEL 72-0110

熊本県警のホームページ
https://www.pref.kumamoto.jp/police/
管内の犯罪・交通事故の発生状況、県警からのお知らせ等が掲載中です。

1月10日は110番の日

110番は緊急回線

110番の日のユーチューブ

↑↑↑QRコード読み込んで見てね↑↑↑

緊急の事件・事故は110番! 相談や問い合わせは#9110 いたずらは絶対ダメ!

熊本県警察

◎110番は「緊急通報用」の電話です。

- 事件・事故等の緊急時に使用してください。
- 相談事や照会など急がない御用件は、「警察安全相談 (#9110)」又は「最寄りの警察署」に電話してください。
※#9110はプッシュ回線しか使えません。ダイヤル式の電話からは、熊本県警察本部「096-383-9110」又は最寄りの警察署に電話してください。

◎110番通報時の心がけ

- ためらわず、素早く
事件・事故の早期解決には、警察官がいかに早く現場に行けるかが鍵となります。事件・事故が発生したら、ためらわず通報してください。

◎携帯電話による通報上の注意

- 車を運転しながらの通報はできません。
必ず停車し、安全を確保した上で通報してください。
- 県境付近では、他県の警察本部へつながる場合があります。
その場合は、他県の警察から当県に転送されますので、電話を切らず、引き続きお話しください。

クロスボウ所持禁止

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます! (3年以下の懲役又は50万円以下の罰金) ※改正法は、公布の日から9か月以内に施行されます。

右上のQRコードから警察庁ホームページにアクセスし、詳細を確認することができます。



右上のQRコードから警察庁ホームページにアクセスし、詳細を確認することができます。

クロスボウが使用された凶悪事件が相次いで発生したことを受け、令和3年6月16日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布されました。これにより、改正法の施行日 (令和4年3月15日) 以降、クロスボウの所持が原則禁止され、許可制となることとなりました。